

研究助成団体（民間の財団等）からの助成金は大学へ寄附手続きを忘れずに行ってください!!



STOP! 個人経理

寄附された助成金は**全額直接経費**として研究に使用できます。



(Case1) 研究助成団体（民間の財団等）の助成に応募して採択された場合、助成金の受入はどうすればよいですか？

- ・助成金が「**職務上の活動**」への供与である場合は「**奨学寄附金**」として**秋田大学に寄附**を行う必要があります。寄附手続きについては以下問い合わせ先までご連絡下さい。

【根拠規程】「国立大学法人秋田大学奨学寄附金取扱規程」第3条第2項



(Case2) 研究助成団体から、「**個人への助成**であり、助成金は**個人口座に振り込む**」と言われましたがどうすればよいですか？

- ・本学の施設・設備等を活用し、**職務として教育・研究を行う場合**、助成金を本学に寄附する必要があります。**助成金が個人口座に振り込まれた後、本学に寄附手続きをお願いします。**【根拠規程】「秋田大学の役職員個人が直接受け入れた助成金等の取扱要領」



(Case3) 学会等から論文等の業績を評価されて賞金を得ました。これについても大学に寄附手続きを行う必要があるのですか？

- ・これは**個人への贈与**といえるので寄附手続きを行う必要はありません。贈与か、教育研究のための助成か判断しかねる場合は、以下問い合わせ先までご相談下さい。
- ・本学に寄附する必要がないのは、「**個人の賞金である場合**」, 「**全額が海外渡航又は海外学会等に使用される場合**」, 「**全額が外国人の招聘に使用される場合**」, 「**市民（個人）の立場で申請した場合**」です。

【根拠規程】同上要領第1(2)

【問い合わせ先】 秋田大学地方創生・研究推進課

TEL 018-889-2804 メールアドレス sangaku@jimu.akita-u.ac.jp

※関連規程の全文は以下に掲載されています。AU-CIS「文書関係メニュー」→「規則・規程」→「教育研究評議会等審議分制定・改正規程等」および「学長裁定分制定・改正規程等」→「学術研究」区分